

五泉市 電子契約事業者説明会

電子契約の利用の流れ

1. 利用対象とする契約
2. 電子契約の利用にあたって
3. 契約締結の流れ
4. 五泉市からのお願い
5. ご不明点のお問い合わせ方法
6. 質疑応答

1.利用対象とする契約

3

1.利用対象とする契約

法令上、書面の作成が義務付けられている契約を除き、原則すべての契約を電子契約の対象とします。

請書、契約書、変更契約書、仮契約書、覚書、協定書など
(事業者は、電子契約又は従来どおり書面(紙)での契約を選択可能です)

令和8年7月1日(水)以降に行う契約が対象となります。

具体的な契約ごとの利用可否については、五泉市の契約担当部署にご相談ください。



2.電子契約の利用にあたって

5

2.電子契約の利用にあたって

(様式第2号)

年 月 日

五 泉 市 長 様

所在地
商号又は名称
代表者職氏名
担当者名
電話番号

電子契約利用同意書

契約名	
-----	--

上記契約について、五泉市と電子契約サービスを利用して契約を締結することに同意します。

なお、電子契約締結に利用するメールアドレスは次のとおりです。

【確認者1】

契約締結権限者	役職	氏名
メールアドレス		

【確認者2】 ※必要に応じ設定してください(確認者1と同一のメールアドレスは設定できません)

契約事務担当者	役職	氏名
メールアドレス		

※確認者が3名以上必要な場合は、適宜表を追加してください。

※確認者2→確認者1の順に、電子契約サービスから契約書の内容確認依頼のメールが届き、確認者1が書類内容に同意することで、契約の合意締結が完了します。

※確認者1(契約締結権限者)は、社内規定等により契約締結権限を持つ者であれば、必ずしも代表者である必要はありません。

※本書は必ず電子メールにより提出してください。(押印は不要です)

※建設工事請負契約においては、建設業法第19条第1項及び第2項の規定による書面の交付に代え、電磁的措置を講ずる方法により実施することについて相互に承諾するものとします。

電子契約の利用を希望される場合、「**電子契約利用同意書**」の提出をお願いいたします。

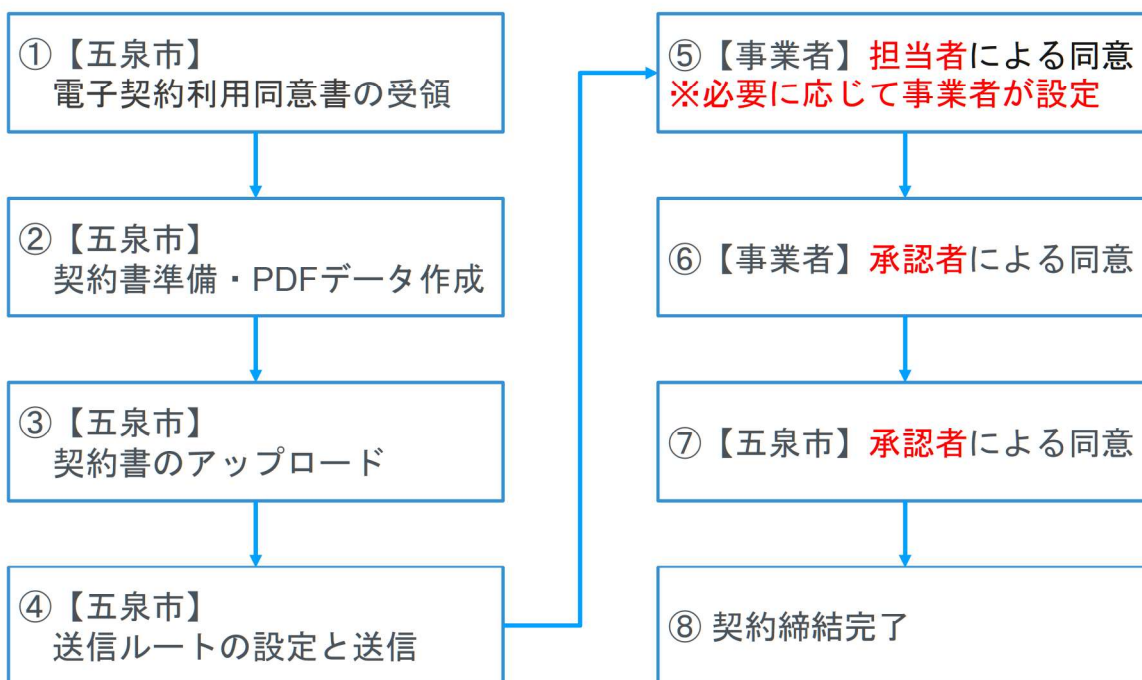
- 提出タイミング：
事業者決定後 ※案件ごとに提出
- 様式の入手方法：
HP又は発注担当部署からメール
- 様式の提出方法：
発注担当部署へメール

3.契約締結の流れ

3.契約締結の流れ

五泉市の電子契約時の締結業務は以下の流れとなります。

電子契約業務フロー



4.五泉市からのお願い

9

4.五泉市からのお願い

電子契約は五泉市だけでなく、
事業者様にも多くのメリットがあります。

電子契約のメリット

- ・コスト削減(印紙や印刷、郵送コスト)
- ・業務効率化(契約プロセス効率化、契約書管理の効率化)
- ・利用が簡単・無料(アカウント登録なし、無料で利用可能)

ぜひ積極的な活用をご検討ください

5. ご不明点のお問い合わせ方法

11

5. ご不明点のお問い合わせ方法

【運用に関する問い合わせ窓口】

五泉市企画政策課までお問い合わせください。
 ※ お問い合わせはメール、電話で受付しております。
 連絡先(メール) : jouhou@city.gosen.lg.jp
 連絡先(電話番号) : 0250-43-3911 (内線313)

【クラウドサインの利用方法に関する問い合わせ窓口】



自分で解決!じっくり解説!

ヘルプセンター

「なんでそうなるの?」背景から解消方法まで、わかりやすく解説!困った時はまず読んでみてください。よくあるご質問や各種機能について記事にまとめております。

キーワード検索も可能ですので、知りたいことの単語をいれてご利用ください。

クラウドサイン右下のアイコンをクリックします。



ヘルプの検索より検索が可能です。



こちらがヘルプセンターページです。





操作方法のお問い合わせ窓口

チャットサポート

クラウドサイン右下のアイコンをクリックし、「メッセージを送信」をクリックすると複数の選択肢が表示されますので、ご希望の内容を選択してください。会話の途中でチャットを閉じた場合でもメールにて通知をいたしますのでご安心ください。

クラウドサイン右下のアイコンをクリックします。



メッセージを送信をクリックします。

